昭和53年10月14日　第3種郵便物認可　平成21年4月15日発行第388号　毎月１回15日発行

行政とちぎ

宇都宮市　慈光寺

2009. 4
No.388

栃木県行政書士会

2009.4　No.388

Index

ｃｏｎｔｅｎｔｓ

目次　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
書士会日誌　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２～４
平成２１年４月１日より、栃木県電子申請の一部に
「代理申請行政書士」の入力欄が追加されます　・・・・・・・・・・・・５
所得税法の一部を改正する法律（租税特別措置法の一部改正）及び
地方税法等の一部を改正する法律について　・・・・・・・・・・・・・・６
都市計画法施行細則の一部改正について　・・・・・・・・・・・・・・・６
開発許可基準等の改正について　・・・・・・・・・・・・・・・・・６～８
宇都宮市開発許可の基準等の改正について　・・・・・・・・・・・９～１０
平成２１年度経営事項審査予定表　・・・・・・・・・・・・・・・・・１１
支局情報　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２
木もれび　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２
おじゃましま～す！　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３
会員の動き・編集後記　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４

書士会日誌

日／曜日		内　　容	出　　席　　者	No.
2	月	総務部・選挙管理委員会との合同会議	浅野会長　堀越職務代理　前澤部長　毛塚副部長　市川会員　木村会員　石田会員　松本委員　市村会員　平井会員　長谷川会員　田沼会員　大貫会員	—
2	月	第３回北関東ＡＤＲ協議会	浅野会長　堀越職務代理　廣田部長　奥村副部長　土方専門部員	—
3	火	成年後見中級研修会	浅野会長　廣田部長　奥村副部長　小泉理事　土方専門部員　藤野専門部員	（Ⅰ）
4	水	会計監査	松本部長	—
4	水	日本弁理士会発信文書に対する事実確認について	青木副会長　前澤部長	—
6～8	金 土日	行政とちぎ編集	手塚部長　齋藤専門部員	—
9	月	行政とちぎ編集	手塚部長　齋藤専門部員	—
9	月	三士会	浅野会長　石塚部長	—
10	火	編集会議	青木副会長　手塚部長　福澤副部長　宮澤理事　齋藤専門部員	—
10	火	成年後見中級研修会補講（第４回５回）	奥村副部長	—
11	水	行政とちぎ編集	齋藤専門部員	—
11	水	ＴＩＡ無料相談会	風間会員　井上会員	—
11	水	新規登録者説明会	前澤部長　毛塚副部長	—
11	水	宮城県行政書士会来訪	浅野会長　廣田部長　奥村副部長	（Ⅱ）
12	木	総務部会	浅野会長　堀越職務代理　青木副会長　前澤部長　毛塚副部長　秋田理事　鈴木康夫理事　山本昭子理事	（Ⅲ）
12	木	新入会員登録交付式	浅野会長	—
12	木	苦情対応	浅野会長　青木副会長　前澤部長	—
16	月	事務局員に関して面接	青木副会長　前澤部長	—
19	火	苦情対応、会則改正についての報告打ち合わせ	浅野会長　青木副会長　前澤部長	—
19	火	第５回成年後見ワーキングルループ会議	前澤部長　毛塚副部長　廣田部長　奥村副部長　山本昭子理事	（Ⅳ）
24	火	新規登録者説明会	前澤部長　鈴木康夫理事	—
24	火	成年後見中級研修会補講（第５回６回）	奥村副部長	—

—

（Ⅰ）成年後見中級研修
３日 13：30～16：00

【成年後見中級研修会】
第一部　補充講習(第一回分)１０時３０分より行政書士会館２Ｆにて、講師：神奈川成年後見サポートセンター研修委員長・粂智仁氏の『成年後見中級研修会第一回分・成年後見倫理と法改正』が開催され、８名の方々が受講されました。
第二部　１３時３０分より『成年後見中級第六回研修会』開催。講師は上記の粂氏です。受講者は４１名。この研修会が今期の最終回であるため、研修開始から浅野会長も受講された。研修終了後「今後の日行連の動向、来期の成年後見に対するウェート」等をお話し頂き、来期、当会がの成年後見業務を行うにあたり“一般社団法人を設立”すると共に、充分なサポート体制を取るよう努力したい。との回答を頂きました。

【決定事項・検討事項】
【研修内容】
『親なき後の問題・成年後見制度利用支援事業・日常生活利用援助事業』
『親なき後の問題』
１．親なき後の問題とは(知的障がい者、精神障がい者、身体障がい者の子供を持つ親が、親自身の死亡後、病気の際の子供の療養看護・財産管理)
問題の所在と法整備(成年後見制度だけでは解決できない。)

2・解決方法に対する諸説の展開
(1) 子供本人の保護について
(2) 親自身の老後の財産管理に関して
(3) 法定後見(保佐・補助)を利用する場合
(4) 法定後見（後見）を利用する場合
(5) 任意後見を利用する場合
(6) 講師の私見として:成年後見制度と遺言を上手に活用する事で対処したい
(7) 本人が成人者で意思能力がある場合の療養監護、財産管理(任意後見契約、将来型・移行型、遺言、法人後見の活用、信託の活用)
『成年後見制度利用事業』
１．成年後見制度利用支援事業とは(地域支援事業、地域生活相談事業、相談支援事業)
２．成年後見制度利用促進のための広報・普及活動の実施
３．成年後見制度の利用に係る経費に対する助成（申立て手数料、登記費用、鑑定費用等、非訟事件手続法第 26 条における“特別の事情と関係人、非訟事件手続法第２８条）
４．成年後見人等の報酬、夫々の行政の基準と裁判所が決定した報酬額
５．兵庫県芦屋市の「成年後見制度利用支援事業実施要綱」について
【日常生活自立支援事業】
１．サービスの概要と種類
２．事業対象者
3・サービスの流れ及び利用料金

（Ⅱ）宮城県行政書士会来訪
11 日 13：30～15：30

宮城県行政書士会会長　怡土　利光
副会長　宿利　龍徳
当会の対応者
会　長　浅野　吉知
業務開発部長　廣田　秀男
業務開発副部長　奥村　俊雄
【当会訪問目的】
当会が来期「一般社団法人成年後見サポートセンター」設立活動に対する下記の７点のご相談。よって、当方で出来得る限りの対応を致しました。
詳細は下記質問事項
①準備段階での活動内容・・・どういう部署のどういう方々が、何人くらいで準備活動としては何を行われたか。
②設立までの日程・・・スケジュール表等があれば。
③法人社員の構成・・・どういう基準で、どういう方々を社員とされたか。
④理事、監事の構成・・・どういう基準で

どういう方々を理事、監事とされたか。
⑤行政書士以外の方の参画若しくは協力を予定されているか。
⑥予算措置・・・法人としての収入、支出計画及び財政支援について。
⑦運営・・・どういう方が、どういう方法で日々運営されるのか。

【当会の対応下記】
① の対応・・・業務開発部において８名で活動し、平成18年より初級研修会・１４時限講習を行い。平成１９年からは初級研修終了後、更に効果測定テスト開始。平成２０年には初級研修会及びテスト、他に中級研修会を１２時限行った事。自治体等の状況調査を行った事。
②の対応・・・業務開発部において「設立準備工程表」を作成し、工程表に基づき、また、工程表の修正をしながら活動した事。
③の対応・・・予定ではありますが、行政書士の研修修了者を主体とし、その他に必要とされる人材を求め運営したい。
④の対応・・・これも予定ですが、開かれた会として、広く人材を求めたい。
⑤の対応・・・予定している。
⑥の対応・・・社会貢献と共に相応の受益者負担等を考慮しながら、本会と共に活動し、総合的な収支のバランスを図りたい。
⑦の対応・・・県内を５ブロックに分け、夫々のブロック単位で活動し、関係他士業とも連携を図り、関係官公署の指導を頂きながら、広報活動及び無料相談会、出張講演会等を行い周知に努める。併せて会員のレベルアップと更なる倫理の陶冶を図りたい旨の構想をお話し致しました。

（Ⅲ）総務部会
12日13：30～16：50

1・新規登録者名簿回覧
2・平成２１年度予算案の確認、校正、事業計画の確認
3・平成２１年度総会について
通知文書の確認（議長ほか理事定数などの確認）
補正予算、記念品の選定、表彰対象者の検討
4・理事会協議事項の推進を検討
申請取次行政書士管理規則、成年後見サポートセンター設立、会費納入の変更、会費免除、サーバー管理規定、選挙管理委員会の報告
5・年度末・年度始の予定
6・その他

（Ⅳ）第５回成年後見ワーキングループ会議
19日13：30～15：30

【内容】
(1)定款に関して公証役場との折衝状況
名称、愛称等
(2)定款第７条第１項「正会員」
(3)定款第２４条第２項、３項
「役員の定数」
(4)定款第２６条第５項「業務執行理事」
(5)定款第２８条第５項「役員の任期等」
(6)定款第３２条第２項「責任免除」
(7)定款第４４条第「基金」
(8)その他

【決定事項・検討事項】
(1)名称、愛称について
「一般社団法人行政書士とちぎ成年後見サポートセンター○○○○」
上記のような名称でも使用可能なようです。愛称「○○○○」に関しても、まだ応募数が少ないので、名称、愛称ともに更に検討し執行部に図りたいとの結論となりました。
(2) 正会員：「当法人の目的に賛同して入会した行政書士及び行政書士以外の一定の資格又は専門的知識若しくは技能を有する者で理事会により承認された者」となりましたが、更に諸々の検討を加えて行きたいとの結論となりました。

平成２１年４月１日より、栃木県電子申請の一部に「代理申請行政書士」の入力欄が追加されます　～栃木県より～

栃木県経営管理部情報システム課より下記の案内がありました。

１．対象となる電子申請手続き

一般競争（指名競争）参加資格審査申請（建設工事）随時受付
一般競争（指名競争）参加資格審査申請（測量・建設コンサルタント）随時受付
一般競争（指名競争）参加資格審査申請書記載事項変更届（建設工事）
一般競争（指名競争）参加資格審査申請書記載事項変更届（測量・建設コンサルタント）

２．入力画面と印刷結果

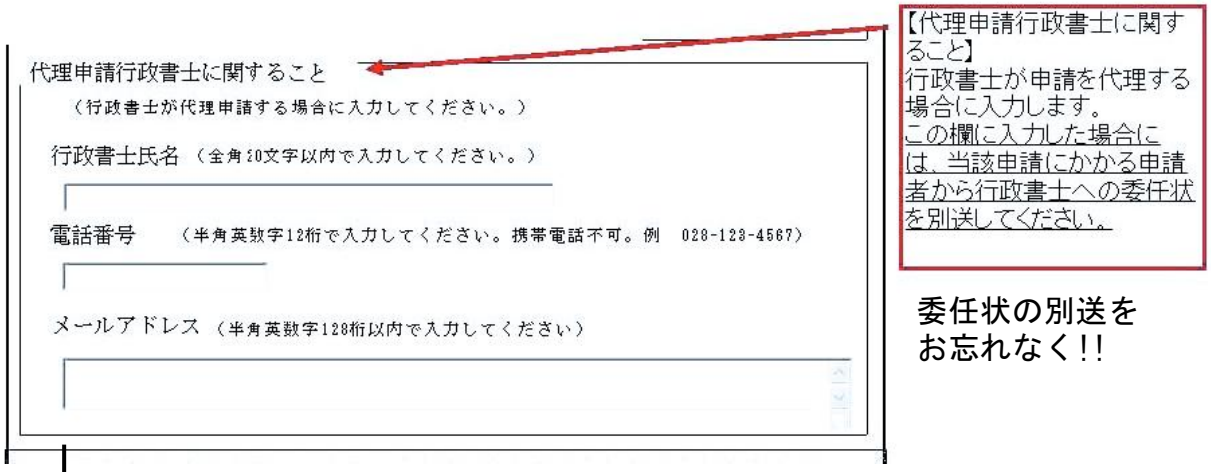

入力が完了し印刷すると、43 項に「行政書士情報」が印字されます。（下図は該当部分のみ抜粋）

43	行政書士情報	氏　　名	栃木　太郎
		電　話　番　号	888-888-8888
		メールアドレス	xx@xx.ne.jp

３．問い合わせ先

○電子申請システムの設定、操作及び利用者登録等に関しては

栃木県コールセンター

※受付時間　平日９：００～１７：００（祝祭日、年末年始を除く）
電話番号　０５７０－００５３５３　　ＦＡＸ番号　０３－５４４１－６０９２

※つながらない場合は、少し待ってからおかけ直しいただくか、栃木県経営管理部情報システム課へお問合せください。
情報システム課の電話番号　０２８－６２３－２２１５・２２１９

ヘルプデスクのメールアドレス　support@e-tetsuzuki99.com

○入札参加資格審査申請の内容に関しては

県土整備部　監理課　建設業担当

※受付時間　平日９：００～１７：００（祝祭日、年末年始を除く）
電話番号　０２８－６２３－２３９０　　ＦＡＸ番号　０２８－６２３－２３９２

所得税法の一部を改正する法律（租税特別措置法の一部改正）及び地方税法等の一部を改正する法律について　～日行連より～

標記の件について、平成２１年３月２７日に所得税法の一部を改正する法律（租税特別措置法の一部改正）及び地方税法等の一部を改正する法律が成立しました。

本年４月１日以降、環境性能に優れた自動車を取得等した場合には重量税及び自動車取得税が時限的に減免されることとなります。

詳しくは、国土交通省ホームページに詳細情報が掲載されていますので、ご確認下さい。

国土交通省自動車交通局ＨＰアドレス：http：//www.mlit.go.jp/jidosha/index.html

都市計画法施行細則の一部改正について　～栃木県県土整備部都市計画課長より～

開発許可申請手続きにおける申請者の負担軽減等の観点から、当該申請に係る添付書類の簡素化を図るため、下記のとおり、都市計画法施行細則（昭和４５年栃木県規則第６２号）の一部を改正しましたので、お知らせいたします。

記

１　改正の内容

(1)　設計説明書関係（第７条関係）

・公共施設の新旧対照図（公図によるもの）を添付不要とする。

(2)　設計者の設計資格に関する申告書関係（別記様式第１３号関係）

・設計経歴欄に記載した事業内容を証するための事業主体発行の証明書を添付不要とする。

２　施行期日

平成２１年４月１日

開発許可基準等の改正について　～栃木県県土整備部都市計画課より～

標記の件について、下記のとおり関係基準等が改正し、平成２１年４月１日から適用することになりましたので、お知らせいたします。

１　改正の概要

別紙のとおり

２　基準等

(1) 栃木県開発許可等審査基準（平成９年５月３０日栃木県告示第３８０号）の一部改正

・改正後の基準は事務局にあります。

(2) 栃木県開発審査会運営規定（平成１１年２月２６日栃木県開発審査会決議第３号）の一部改正

・改正後の基準別表は事務局にあります。

開発許可基準等の改正について（概要）

平成21年３月
栃木県県土整備部都市計画課

1　技術基準関係

(1) 都市計画区域外の道路幅員の基準

【現　行】

1.0ha以上5.0ha未満の場合	6.0m以上
5.0ha以上の場合	9.0m以上（ただし書きの場合6.5m以上）

【改正後】

1.0ha以上5.0ha未満の場合	住宅地：原則5.5m以上
	その他（宿泊施設等）：原則6.0m以上
5.0ha以上の場合	住宅地：6.5m以上
	その他：9.0m以上（ただし書きの場合6.5m以上）

注１）原則とは、道路の交通等に支障がない場合、市町等の道路計画に示す幅員等をもって足りることをいう。

注２）宿泊施設等とは、宿泊施設、社会福祉施設等を併せた宿泊施設など複合的な宿泊施設をいう。

(2) 浸透施設を併用した調整池の設置の基準

【現　行】

開発区域の面積が５haを超える大規模な開発行為については、雨水排水施設の調整池との浸透処理併用を原則不可としている。

【改正後】

雨水の流出抑制の観点から、浸透施設の設置が可能な区域である場合には、開発区域の面積が５haを超える大規模な開発行為においても、浸透施設を併用した調整池の設置を可能とする。

(3) 開発行為の施行同意の取扱

【現　行】

申請書の審査期間内に関係権利者全員の同意が得られること。

【改正後】

関係権利者の同意に係る開発許可基準としては、相当数（目安：３分の２以上）の同意で足りるものとする。

なお、関係権利者全員の同意が得られないまま許可を受けても、工事に着手することができないことから、現実的には、関係権利者全員の同意を得る必要がある。

2　立地基準関係

(1) 市街化区域内にある工場の隣接する市街化調整区域への敷地拡張の提案基準（新設）

①対象工場

・市街化区域内の工業系の用途地域に工場敷地の全部が存し、５年以上の操業実績がある工場

②立地条件

・計画的な市街化を図る上で支障とならないもの

③拡張後の敷地面積

・従前の敷地面積の２倍以下

(2) 工場等の敷地拡張の提案基準

①対象工場等

【現　行】

ｱ 線引き前から存する工場等

ｲ 法第29条又は法第43条の許可工場等（当初許可の工事完了後５年以上）

【改正後】

ｱ 線引き前から存する工場等

ｲ 法第29条又は法第43条の許可工場等（直近許可後５年以上）

ｳ 地方公共団体等が開発した工業団地内にある工場等

②拡張後の敷地面積

【現　行】

・従前の敷地面積の２倍（土地利用上真にやむを得ない場合は３倍）以下であり、かつ、５ha未満

【改正後】

・従前の敷地面積の３倍以下であり、かつ、５ha未満

3　許可申請に係る添付書類関係

下記の書類については、添付を不要とする。

(1) 申請者（法人の場合）の印鑑証明書

(2) 設計経歴に関する証明書

(3) 公共施設新旧対照図（公図）

(4) 境界協定書（官民境）

※なお、開発区域の確定等のため、従前どおり境界確認を実施する必要がある。

4　適用日

平成21年４月１日

宇都宮市開発許可の基準等の改正について

～都市開発部都市計画課より～

標記の件について、開発許可の基準（都市計画法３４条１４号）や許可申請添付図書の一部を改正して、平成２１年４月１日から運用を開始しますので通知します。

詳しいお問い合わせは都市計画課開発指導グループ　ＴＥＬ０２８－６３２－２５６６までお願いいたします。

１．既存工場等の敷地拡張の基準の緩和

【改正，新設，緩和等の要旨】

市街化調整区域の既存工場において，昨今の厳しい経済状況の中で既存ストックの有効活用や地域経済の活性化，都市間競争などへの観点から敷地拡張の基準を緩和するもの。

【備考】

①拡張後の敷地面積は，5ha 未満の範囲内で，現在の敷地の 3 倍以下とする。

②敷地拡張の許可後 5 年を経過した場合，再度，直近許可の敷地面積を基準として敷地拡張を行うことができることとする。

２．法第 33 条第 14 号（開発行為施行同意）の取扱い

【改正，新設，緩和等の要旨】

開発行為の施行同意については，運用上，関係権利者全員の同意を求めていたが，相当数（2／3）以上の同意の取得に改めるもの。

【備考】

関係権利者全員の同意が得られないまま許可を受けても，工事に着手することができないことから，現実的には，関係権利者全員の同意を得る必要がある。

３．許可申請手続きに係る添付書類の見直し

【改正，新設，緩和等の要旨】

①法人申請時の印鑑証明の添付を不要とする。

②設計経歴に関する証明書の添付を不要とする。

③公図に基づく公共施設新旧対称図を不要とする。

④境界協定書の添付を不要とする。

【備考】

①個人申請と平準化したもの。

②法第 33 条技術基準の審査により，設計の信頼性は確保されているため，省略するもの。

③都市計画法第 32 条申請や，宅地開発指導要綱第 3 条に基づく事前協議申出書については，これまでどおり添付を要する。

④民地境界の同意は添付を義務付けていないことから均衡を図り，官民境界協定書の添付を省略するもの。

なお，開発区域の確定等のため，従前どおり境界確認を実施する必要があり，土地利用計画図に境界協定年月日や幅員等を記載すること。

「工場等の敷地拡張」提案基準新旧比較表

旧	新
申請内容が次のすべての要件に該当するものであること。	—
(1)　建替え等を行おうとする工場等が，次のいずれかに該当するものであること。ただし，建築基準法別表第二(ほ)項第2号及び3号，(ち)項第2号及び第3号の各号に掲げる建築物を除く。	—
ア　線引き前から存する既存工場等	—
イ　法第 29 条第1項又は法第 43 条の許可(既存宅地の確認を含む。)を受け新たに市街化調整区域内に建築された許可工場等(当初許可の工事完了後 5 年以上経過したものに限る。)	法第 29 条第1項又は法第 43 条の許可(既存宅地の確認を含む。)を受け新たに市街化調整区域内に建築された許可工場等(直近許可後 5 年以上経過したものに限る。)
(2)　工場等の建替え等に当たり，従前の敷地内で行えないことについてやむを得ない事由があること。	—
(3)　予定建築物の用途は，従前の用途と同一のものであること。	—
(4)　拡張しようとする土地は，原則として従前の敷地の隣接地で，かつ，従前の敷地と一体的な土地利用が図れるものであること。	—
(5)　従前の敷地を含めた開発区域は，線引き時(許可工場等にあっては当初許可時)の2倍(土地利用上,真にやむを得ないと認められる場合にあっては，3倍)以下であり，かつ5ha未満であること。	従前の敷地を含めた開発区域は，従前の敷地面積の3倍以下であり，かつ5ha未満であること。
(6)　予定建築物の規模，構造及び設計等が，周辺環境に影響を及ぼさないものであること。	—
(7)　工場等の敷地拡張が，宇都宮市の産業振興に寄与するものであること。	—

平成２１年度経営事項審査予定表

平成２１年３月現在

月 日	４月	５月	６月	７月	８月	９月	１０月	１１月	１２月	１月	２月	３月
１			日		土			日		祝日		
２		土			日					土		
３		日					土	祝日		日		
４	土	祝日		土			日					
５	日	祝日		日		土			土			
６		祝日	土			日			日		土	土
７			日					土			日	日
８					土			日				
９		土			日					土		
１０		日					土			日		
１１	土			土			日		日光・足利	祝日	祝日	栃木
１２	日			日		土	祝日		土			矢板
１３			土			日		栃木	日		土	土
１４			日					土	烏山・佐野・宇都宮予備		日	日
１５					土			日	宇都宮			大田原・烏山
１６	鹿沼	土			日			矢板・烏山	真岡・矢板	土	栃木	鹿沼・佐野
１７	矢板	日				真岡	土	日光・足利	大田原	日	日光・烏山	宇都宮
１８	土		鹿沼・真岡	土		矢板・烏山	日	真岡			真岡・足利	日光 真岡 足利
１９	日	鹿沼・真岡	日光・佐野	日	栃木	土	鹿沼	鹿沼	土	栃木	大田原	
２０	佐野	宇都宮	土	祝日	日光・足利	日	宇都宮	佐野	日	足利（栃木予備）	土	土
２１	日光・烏山	日光・佐野	日	鹿沼・矢板	鹿沼・佐野	祝日	宇都宮	土	栃木	日光・真岡	日	日
２２	宇都宮	栃木	矢板	宇都宮	土	祝日	真岡	日	鹿沼（栃木予備）	大田原	鹿沼・佐野	祝日
２３	真岡・足利	土	烏山・足利	足利	日	祝日	烏山（栃木予備）	祝日	祝日	土	宇都宮	
２４	大田原	日	宇都宮	栃木	矢板・真岡	大田原	土	宇都宮		日	宇都宮	
２５	土	矢板・烏山	大田原	土	宇都宮	宇都宮	日	宇都宮		矢板・佐野		
２６	日	足利	栃木	日	宇都宮	土	足利		土	宇都宮	矢板（栃木予備）	
２７	栃木	大田原	土	烏山・佐野		日	矢板	栃木	日	烏山（宇都宮予備）	土	土
２８			日	日光 真岡 大田原	烏山（栃木予備）	鹿沼・佐野	大田原	土			日	日
２９	祝日				土	日光・足利	日光・佐野	日	休日	鹿沼		
３０		土			日	栃木	栃木	大田原	休日	土		
３１		日			大田原		土		休日	日		

※３月現在の予定ですので、変更になる場合があります。
※詳しくは各土木事務所にお問い合わせ下さい。

支 局 情 報

【那　須】

無料相談会実施

那須支部では、下記のとおり無料相談会を実施致しました。

１．３月１５日　大田原東武
２．３月２２日　ゆめプラザ那須
３．３月２９日　西那須野公民館

合計相談件数２１件で、相談内容は、遺言相続１６件、離婚問題２件、土地利用１件、相隣問題２件でした。

多くの方に相談に訪れていただくため、事前に那須塩原市、大田原市、那須町の各市町広報誌及び大田原市の地域情報誌（フリーペーパー）に無料相談会開催についての記事を掲載致しました。

今月の相談会では、制度推進部で作ってくださった『無料相談会開催中』の「のぼり」を初めて使用しました。こののぼりは、色・文字共に大変目立つものですので、無料相談会開催時には、その会場の外を通りかかった方にも、その会場で今何が行われているのか、また、栃木県行政書士会では無料相談会を行っていること自体をアピールできたのではないでしょうか。必要な時にはまず行政書士にご相談頂けるよう、行政書士制度のＰＲとして、また、地域の社会貢献の一環としても、今後も、広報誌等への相談会開催記事の掲載や無料相談会を継続実施していければと思います。

（那須支部支局長　冨田倫子）

KOMOREBI 木もれび

春

４月といえば、新年度・新学期・新入社員とスタートの月。TV でも新番組がぞくぞくと始まったりと華やいだ月である。期待に胸膨らませる時に桜が咲き、道端の小さな花も春を待って咲き誇り、４月という月を一層明るいものにしてくれる。

丁度、区切りの季節であり、志を目標新たにそれぞれの道を歩みだすときである。

この時期、これからどんなことにチャレンジしていきたいかと周りの人に聞いてみたところ、今までの自分とは違う可能性を求めて、外にむかって出て行きたいという答えが一番多かった。今度こそは禁煙をと決意表明をなさった方。なんと、50 才を過ぎてから、空手に挑戦したいという方。そんな中で、社会に役立つことをやってみようと思うと、いつも控えめな方が小さいけれど、しっかりとした声でおっしゃった。

そういえばと、昨年の研修で講師の先生が研修に先だって『行政書士の使命』についてお話しくださったことを思いだした。行政書士の倫理綱領の始めに「行政書士は国民の生活向上と社会の繁栄進歩に貢献する。」とあった。今のこのご時世だからこそ、この言葉の重さを感じる。

自分を振り返ってみたとき、この何年か立ち止まっての反省もなく、目標もたてることなく、区切りもなく過ごしてしまっていた。

遅ればせながら、この４月から気持ちを新たに自分が行政書士であるということの自覚を持ち、少しでも、社会貢献できるようにと思う。

来月は、栃木県行政書士会の総会があり、新年度を迎える。新たな時代に望まれる栃木会となるよう、皆で協力していけたらと思う。

昨年からの世界的金融危機で暗いニュースばかりが目に付き、まだまだ春がこないという方も多いかもしれないが、そんな中、WBC で連続優勝し日本を元気にしてくれた快挙があった。その侍たちが帰国し、ペナントレースも始まった。

今、新たな目標をたて、小さな握りこぶしをつくり、気合を入れていきたい。

（宇都宮支局長　齋藤順子）

おじゃましま～す！

今回の取材先　　お名前　高際　昭さん

事務所　下都賀郡藤岡町大字赤麻７１８

　私の事務所から渡良瀬川を目印に車で約４０分。高際昭さんの駐車場に着くとご家族で出迎えてくれました。感激、感激。

大森「今日は､行政とちぎの『おじゃましまーす！』の取材でお伺いしました」

高際「よろしくお願いします」

大森「固くならずにお願いします」

高際「わかりました」

大森「早速ですが、行政書士には、いつなられたのですか」

高際「平成２０年４月１５日に入会しました」

大森「約１年経ちますが、なぜ行政書士になられたのですか」

高際「自分に合っている気がしたからです。」

大森「行政書士になられて苦労したことは」

高際「お得意様がなかなか見つからないことですね。今のところは、父が土地家屋調査士をしていますので、その手伝いをしていますが」

大森「行政書士の多くの方は、初めは苦労されているらしいですよ。がんばってください。ところで、お仕事で得意な分野は何ですか」

高際「決まっていません。まだ１年足らずなので絞れません。試行錯誤中です」

大森「ここは藤岡町で栃木県の南端にありますね。他の県が近いですが､そちらに仕事はありますか」

高際「ほとんどありません。役所の関係でどうしても北を向いて仕事を考えてしまいます」

大森「地理的条件で難しいところですね。県央の場合は東西南北ある程度幅があって恵まれていますよね」

高際「そうですね。でも私は藤岡が好きです。他の県でもできる仕事はないですか」

大森「・・・」

大森「ところで趣味は何でしょうか」

高際「そうですね・・・。旅行ですね。温泉が好きです」

大森「旅行はいいですね。私は今日ここに来ましたが、渡良瀬川を見られただけでも旅行に来た気分を少し味わえましたよ」

大森「独身ですか」

高際「はい」

大森「お嫁さんはどのような方が良いですか」

高際「そうですね。藤岡が好きな人がいいですね」

大森「今日はお忙しいところありがとうございました」

（栃木支部　大森昭雄）

栃木県行政書士会員の動き

【入　会】　　（平成 21 年 3 月 31 日現在）

	支部・氏名	入会年月日 登録年月日	郵便番号	事　務　所	電　話	備　考
	宇都宮 大谷佳史	H21.3.1	329-1102	宇都宮市白沢町 740－3	028-673-6959	
	宇都宮 笹嶋益朗	H21.3.1	321-0164	宇都宮市双葉 2－11－21	028-645-2702	
	小　山 滝沢　光	H21.3.15	323-0822	小山市駅南町 6－1－1	0285-27-7946	

【退　会】海賀 弘会員のご冥福をお祈りいたします

支　部	氏　名	退会年月日	備　考	支　部	氏　名	退会年月日	備　考
宇都宮	海賀　弘	H21.3.10	死　亡	那　須	並木一義	H21.3.13	廃　業
芳　賀	松本佐平	H21.3.18	廃　業	鹿　沼	中村良一	H21.3.31	廃　業

【変　更】

支　部	氏　名	変更事項	変　更　内　容
宇 都 宮	岸　　宏	事 務 所 Ｔ Ｅ Ｌ	宇都宮市滝谷町 4-3 028-666-0282

平成21年度
栃木県行政書士会定期総会
日本行政書士政治連盟栃木定期大会

日時：平成２１年５月２２日（金）
　　時間については、未定です。
場所：「ホテル東日本宇都宮」
　　大和東の間　３階
　　〒320-0013
　　宇都宮市上大曽町 492 番地 1
　　TEL　028-643-5555（代）

事務局からのお知らせ

日行連から「産業廃棄部処理業許可申請業務　取り扱いに関する指針（土地利用関係許認可を含む）」が届きました。
必要な方は、事務局までご連絡下さい。
尚、数に限りがございますので、ご了承下さい。

編集後記

広報部を担当して１年になろうとしている現在考えることは、いかに会としての広報の在り方についてある。このことについて、もっと会として議論していくべきと思います。（宮澤）

行政とちぎ４月号 No.388

発行人　栃木県行政書士会　会長　浅野吉知
〒320-0046　宇都宮市西一の沢町１番 22 号
電　話　028-635-1411（代）
ＦＡＸ　028-635-1410
ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ　gyosei-totigi@mail.gt9.or.jp
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ　http://www.gt9.or.jp/gyosei
編　集　広報部
定　価　250 円
印刷所　有限会社　高久印刷

（栃木県行政書士会員の購読料は会費の中に含まれます。）

藤岡町の桜並木

渡良瀬川沿いの散歩道

Gallery

春らんまん

足利支部　福澤 一夫